

岩手県告示第554号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨大槌町長から次のとおり通知があった。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 上閉伊郡大槌町吉里々々第11地割地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年6月15日から平成29年1月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、多角測量）